白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募要項

【特用林産物生産出荷施設等（藤里町まいたけセンター）】

令和７年１月

藤里町

目　次

Ⅰ　基本事項

1　趣旨 …………………… 1
2　事業承継の概要 …………………… 1
3　生産のプロセス …………………… 1
4　未来に向けて …………………… 1
5　貸付する施設の概要 …………………… 2
6　留意事項 …………………… 3
7　公募期間・事業引き渡しの時期 …………………… 4
8　事業承継までの大まかな流れ（予定） …………………… 4

Ⅱ　事業承継の条件

1　契約に関すること …………………… 6
2　運営等に関すること …………………… 6
3　町の支援に関すること …………………… 7
4　損害賠償等に関すること …………………… 7
5　その他 …………………… 7

Ⅲ　応募の手続き

1　応募資格 …………………… 9
2　公募要項説明会 …………………… 9
3　施設オンライン説明会 …………………… 10
4　施設見学 …………………… 10
5　質問の受付 …………………… 10
6　施設関連資料の提供 …………………… 10
7　応募書類 …………………… 11

Ⅳ　事業承継先候補者の評価・選定

1　評価の概要 …………………… 14
2　評価の規準 …………………… 15

書類様式

「公募申請に関する書類様式」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
「公募要項説明会申込書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
「オンライン施設説明会申込書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
「施設見学申込書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
「質問書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

Ⅰ　基本事項

1　趣旨

藤里町では、特産品として30年以上の歴史を持つ「白神山地まいたけ生産販売事業」（以下「まいたけ事業」という）の民間等への事業承継を行うことで、白神山地まいたけブランドの存続、安定的かつ継続的な生産・販売を目指します。

本要項は、まいたけ事業の承継を進めるにあたり必要な事項を定めたものです。まいたけ事業の長期的かつ安定的な運営により地域活性化に貢献できる民間事業者を広く募集します。

2　事業承継の概要

事業承継の範囲には、藤里町が保有する「白神山地」商標を活用した「白神山地まいたけ」のブランドや、生産技術、生産・販売管理データ、これら生産販売のノウハウを持つ従業員、現状の取引先との販売関係を維持するための移行支援を含む経営資源の承継と生産設備の無償貸与が含まれます。白神山地まいたけブランドの維持と、生産・販売を藤里町で行うことが基本的な承継条件となります。

3　生産のプロセス

白神山地まいたけの生産は、おが粉や栄養添加物であるフスマを使用してまいたけ栽培用の培地を作成し、そこに舞茸菌を植付けます。真っ暗な培養室でおよそ2ヶ月間、菌を増やした後、葉や軸を育てる発生室に移動し、約2週間後に収穫します。

適切な温湿度と二酸化炭素濃度を管理し、舞茸菌に最適な環境を整えることで生産が可能となります。生産過程はデータに基づいて管理され、室内の管理された環境により、販売計画に応じた年間の安定した生産を実現します。

4　未来に向けて

世界自然遺産である白神山地の麓で生産される「白神山地まいたけ」ブランドは、その豊かな風味と味わいが魅力で、秋田県内はもちろん、首都圏の飲食店からも高い評価を受けています。安定的に高品質のまいたけを提供し、その品質とブランド力で他社との差別化を図ることで、収益の向上に貢献します。

白神山地まいたけ生産販売事業の承継に興味をお持ちの方は、ぜひお問い合わせください。

5　貸付する施設の概要

【施設の内容】

名　称	所在地	規　模		築年月 (竣工年月)
		床面積	構　造	
藤里町ふるさと産業開発センター	藤里町粕毛字清水岱1-16及び7-153	720.90 ㎡	鉄骨 平屋建	H2.2
藤里町特用林産物生産出荷施設	藤里町粕毛字清水岱1-16	968.46 ㎡	木造一部鉄骨造 平屋建	H5.9
藤里町特用林産物生産施設	藤里町粕毛字清水岱1-16	407.08 ㎡	木造 平屋建	H14.12
車庫	藤里町粕毛字清水岱1-16	17.39 ㎡	木造 平屋建	H5.9

【設備の内容】

名　称	主な施設・設備・備品
藤里町ふるさと産業開発センター	【施設】 事務室、休憩室(畳)、トイレ(和式)、出荷場、資材庫 【付属設備等】 PC 1 台、複合機、伝票印字プリンター、レジ、Wi-Fi、作業台2 台、自動包装機、PP バンド結束機、計量器、乾燥機(乾燥舞茸用)、プレハブ冷蔵庫 1 台(一体型)、木材粉砕機、エアコン、ブルーヒーター、第一種圧力容器(※休止中)、スクリューコンプレッサー(霧吹き用)、フォークリフト等
藤里町特用林産物生産出荷施設	【施設】 事務室、仕込み場、放冷室、植菌室、倉庫、ボイラー室、培養室 9 部屋(1 号室～9 号室 ※9 号室は使用不可) 【付属設備等】 培養用台車、冷蔵庫 1 台(セパレート型)、圧力容器用台車 8 台、撹拌機、自動培地詰め機、自動植菌機、ベビーコンプレッサー、第一種圧力容器(培地 720 個)、第一種圧力容器用ボイラー、床暖房用ボイラー、スクリューコンプレッサー(霧吹き用)、クーリングコイル(培養室各部屋 2 台)、換気設備(培養室各部屋 2 台)

藤里町特用林産物生産施設	【施設】 トイレ(男･女)、ボイラー室、培養室２部屋(10 号室・11 号室※発生室でも使用可)、発生室３部屋(12 号室～14 号室) 【付属設備等】 発生室用台車、冷蔵庫２台(セパレート型)、床暖房用ボイラー、スクリューコンプレッサー(霧吹き用)、クーリングコイル(培養室各部屋２台)、換気設備(培養室･発生室各部屋２台)

6　留意事項

●施設、 付属設備等	・貸付の期間は、藤里町財務規則（平成元年規則第８号）第 188 条第１項第６号の規定により５年以内となります ・貸付料は無償とします ・無償貸付期間後の貸付期間の更新又は譲渡等については、町と協議のうえ、決定します ・施設・付属設備等は現状有姿のまま貸付いたします ・事業を実施するうえで必要となる投資（修繕・改修・更新等）は、貸付先の事業者の責任において実施してください ・専門家等による建物、設備の診断は行っておりません。施設の状態（コンディション）については、施設勤務職員が把握する情報以外は提供できません ・貸付先事業者は、貸付契約後に施設・付属設備等すべての物件の数量の不足やその他瑕疵があることを発見しても、町は一切の責任を負わないとともに、町に損害賠償の請求又は契約解除を求めることはできません ※第一種圧力容器の取り扱いには、第一種圧力容器取扱作業主任者（国家資格）が必要になります
●土地	・貸付の期間は、藤里町財務規則（平成元年規則第８号）第 188 条第１項第６号の規定により５年以内となります ・貸付料は無償とします ・無償貸付期間後の貸付期間の更新又は譲渡等については、町と協議のうえ、決定します ・町の承諾なく土地の形状変更、新たな施設等の建設、設置はできないほか、第三者へ土地を転貸することはできません

７　公募期間･事業引き渡しの時期

【公募期間】

・令和７年１月 31 日（金）～令和７年５月 23 日（金）

【事業引き渡しの時期】（予定）

・令和８年４月１日

※建物や付属設備等の不具合発生、事業承継候補事業者との協議、議決等時期により、事業引き渡しの時期が前後する可能性があります。

※貸付する施設については、事業引き渡しの時期に併せて手続きを行います

８　事業承継までの大まかな流れ（予定）

時　期	事　項
令和７年１月 31 日（金）	【「白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募要項」の公開】 ・公募に関する関係書類は、町ホームページより入手してください
２月 18 日（火）～3月 21 日(金)	【施設見学】【質問書】 ・当該期間中は随時、受付いたしますが、見学日時は調整のうえ変更いただく場合があります ・質問、回答内容は、他の質問者と共有いたします
２月 27 日（木）	【公募要項説明会】 ・14:00 ～ 16:00 ・藤里町三世代交流館（藤里町藤琴字家の後 67）２F 交流研修室
２月 28 日（金）	【オンライン施設説明会】 ・14:00 ～ 16:00
３月４日（火）～5月 23 日(金)	【公募申請書受付⇒提出】 ・「応募の手続き」（本要項 9P～）をご覧いただき、必要書類をご提出ください
６月（予定）	【事業承継候補者評価委員会】 ・上記評価委員会において、公募申請書記載の事業計画等に関しご説明いただきます（プレゼンテーション）
７月～8 月	【事業承継先候補事業者と協議】 ・事業承継、施設の貸付条件を確認しながら、疑問点等について協議調整いたします

	・協議が整いましたら、事業承継先候補事業者案を決定します
9月	【藤里町議会】 ・事業承継先候補事業者との協議内容の確認と協議
10月～11月	【事業承継候補事業者と再協議】 ・町議会との協議後、必要に応じて再度協議を行います
12月	【藤里町議会】 ・事業承継先事業者を決定します（議決）
令和8年1月～3月	【事業承継等契約締結】 ・経営に必要な引継ぎを行います ・「事業移行に関する支援」（本要項7P）
3月	【藤里町議会】 ・施設及び土地の無償貸付に関する議決
4月1日	事業引き渡し（施設・付属設備等の無償貸付を含む）

Ⅱ　事業承継の条件

1　契約に関すること

・町と事業承継先事業者は、まいたけ事業の運営等に関する契約を締結します
　≪事業譲渡契約：譲渡期日、従業員の承継、秘密保持、契約解除など≫

2　運営等に関すること

【用途の制限】
・事業承継先事業者は、貸付物件を次の用途として利用することはできません

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所の用に供すること
●無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供すること

【契約の解除】
・事業承継先事業者が次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します

●期限内に契約を履行しないとき、又はその見込みがないと認められるとき
●契約事項に違反したとき
●応募時に誓約した事項に虚偽の申告があったとき
●事業承継先事業者が事業譲渡契約の締結後において次のいずれかに該当するに至ったとき
　①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員を役員とする法人
　②　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその構成員を役職員とする法人

3　町の支援に関すること

【事業移行に関する支援】

・福利厚生等の人事関連の手続き
・生産プロセスの継承
・生産・販売管理データの共有
（顧客データ、受注管理シート、栽培・仕込み・製造実績データ等）
・技術・ノウハウの継承
・取引先との関係維持（資材等購入業者や販売先との関係維持）
・設備の引継ぎとメンテナンス技術の継承等

※上記以外の疑問や要望については、事業承継先事業者の状況に応じて協議します

【施設の改修に関すること】

・主要設備のメンテナンスは毎年行っておりますが、設立から 30 年以上が経過し、施設・付属設備等の老朽化も相当程度進行しており、突発的な故障の発生は想定されますが、原則、現状有姿のまま貸付とします

4　損害賠償等に関すること

【損害賠償】

・事業承継先事業者は、契約の解除に伴い町に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償金として町に支払うもととします

【土地、建物等の返還】

・貸付契約を解除された場合、事業承継先事業者は、自らが行った土地、建物等の形状・構造等の変更を貸付契約時の状態に戻して町に返還しなければなりません。ただし、町がこれを適当でないと認めた時は、現状のままで返還できるものとします
・なお、事業引き渡し日以降、事業承継先事業者が貸付物件の改修等に要した経費やその他費用については、町に求めることはできません

5　その他

【議会の議決による譲渡】

・事業譲渡及び施設等の貸付は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づく藤里町議会の議決をもって決定となります。この場合において、藤里町議会の議決が得られないときには、この要項による事業承継の条件が無効となり、事業承継自体ができないことになりますことについて、ご了承ください

【費用負担】

・事業承継に生じるすべての費用は、事業承継先事業者の負担とします

【事業承継の条件に関する詳細】

・事業承継の条件や事業譲渡に関する契約事項等、詳細については、町と事業承継候補事業者との協議により決定いたします

Ⅲ　応募の手続き

1　応募資格

・応募者は、次の条件のすべてを満たす法人、個人事業主、法人、又はその共同事業体（以下「法人等」という）とします

●施設を有効に活用し、まいたけ事業を自ら安定的に行うことが期待できる法人等であること
●地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること
●会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない法人等であること
●民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない法人等であること
●租税に未納が無い法人等であること
●藤里町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 5 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団員又は同項第 1 号に規定する暴力団の利益につながる活動（暴力団員であることを知りながら、次のアからカまでのいずれかの事業があるものをいう）を行う法人等でないこと
ア　暴力団員を経営幹部とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること
イ　暴力団員を雇用すること
ウ　暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること
エ　暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること
オ　経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること

2　公募要項説明会

日　時	・令和 7 年 2 月 2 7 日（木）14:00～15:30
場　所	・藤里町三世代交流館（藤里町藤琴字家の後 67）２F 交流研修室
申し込み	・公募要項説明会申込書（本要項 27P）を電子メール等によりご提出ください ・申込期限：2 月 25 日（火）17:00 まで

3　施設オンライン説明会

日　時	・令和７年２月２８日（金）14:00～16:00
申し込み	・施設オンライン説明会申込書（本要項 28P）を電子メール等によりご提出ください ・申込期限：2 月 25 日（火）17:00 まで

4　施設見学

見学期間	・令和７年２月１８日（火）～３月２１日（金）
申し込み	・施設見学申込書（本要項 29P）を電子メール等によりご提出ください ・見学日時は、各施設等と調整のうえ変更いただく場合があります

5　質問の受付

見学期間	・令和７年２月１８日（火）～３月２１日（金）
提出方法等	・質問書（本要項 30P）を電子メール等によりご提出ください ・質問書が届き次第、順次、回答いたします。 ・質問事項、回答内容は、説明会に参加いただいたすべての法人、また、質問書を送付いただいたすべての皆様に共有いたします。

6　施設関連資料の提供（取扱いにご留意ください）

提供期間	・令和７年２月１８日（火）～３月２１日（金）
提供資料	・施設平面図 ・過去５年の決算書
申し込み	・提供期間中に電話、電子メール等でご連絡ください ・提供資料は、電子データにて提供いたします

7　応募書類

【提出部数・提出方法等】

提出部数	①　正本１部、副本 10 部（副本は複写可） ・ページ番号に加え、書類番号ごとにインデックスを付してください ②　全ての書類の電子データ（PDF　可） ・藤里町商工観光課のメールアドレス宛、送信してください
提出書類様式	・藤里町ホームページからダウンロードし入手してください
受付期間	・令和７年３月４日（火）～5 月２３日（金） ・受付時間：午前９時～午後５時
提出方法	・書類については、予め電話連絡のうえ提出場所に持参いただくか、郵送（配達記録、又は書留）により提出してください
提出場所	・藤里町商工観光課 〒018-3201　秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴８　電話：0185-79-2115 メールアドレス：kankou@town.fujisato.lg.jp
特記事項	・提出書類は、理由の如何を問わず返却いたしません ・本要項に定める書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求めることがあります ・受付期間終了後は、原則として、応募者の都合による提出済み書類等の差し替え、再提出はできません ・書類等の作成、提出に必要な経費等応募に関する費用は、全て応募者の負担とします ・提出された書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、応募書類に関し、事業承継先事業者の選定、公表、その他町が必要と認めるときは、町は書類の内容の全部、又は一部を無償で使用することができるものとします ・応募書類の内容等に関し、藤里町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例の規定に基づき取り扱うものとします ・まいたけ事業に関する関係各種法令や費用等の調査、又は関係機関との協議に十分ご留意ください ・申請を取り下げる場合は、取り下げ書（任意様式）を提出してください

【申請書類一覧】

・公募に申し込みを希望する法人等は、次の書類を提出してください。

★･･･応募資格を有することを証する書類

No.	書　類	特記事項
1	白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募申請書	様式１
2	共同事業体構成員申請書	様式２ ※共同企業体として申請する場合
3	誓約書	様式３
4	法人等の概要説明書	様式４
5	法人等の定款（コピー） ※個人事業主は事業を営んでいることを証明する書類（開業届出等）	・原本証明を行ってください
6	法人等の役員名簿	様式５
7	法人等の登記事項証明書	・申請日以前１ヶ月以内に証明されて書類を提出ください
8	法人等の印鑑証明書	・申請日以前１ヶ月以内に証明されて書類を提出ください
9	法人等に関する事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、キャッシュフロー計算書、勘定科目内訳明細書、その他財務状況を明らかにすることができる書類	・申請日の属する事業年度の前 3 事業年度分を提出してください ※３事業年度を経過していない場合は、経過した事業年度分を提出してください。新規に法人等を設立したことで事業実績が無い場合は提出不要となります
10	租税に未納（納付期限が到来していない租税を除く）がないことを証明する書類	・申請日以前 1 か月以内に証明された都道府県民税、法人税、市町村税、消費税、地方消費税に関する書類を提出してください

★･･･事業計画を明らかにする書類

No.	書　類	特記事項
11	事業計画書	様式６
12	収支計画書（３ヵ年分）	様式任意 ・売上や原価項目、販管費の勘定科目など、収入と支出やキャッシュの動き把握できるもの
13	投資計画書・資金調達計画書（３ヵ年分）	様式７

★･･･その他

No.	書　類	特記事項
14	提出書類一覧	様式８ ・提出書類欄にチェックを入れ、提出してください

【留意事項】

●事業計画書（様式 6）	・貸付施設における経営方針など事業全体の方向性については構想段階の案として記載していただきますが、施設を活用した事業や提供サービスの内容など事業計画の根本部分については、具体的かつ実現可能な案をご記載ください ・計画書の作成に当たりましては、評価の基準（本要項 15P）をご確認ください
●共同事業体として申請する場合	・代表となる法人は、1 社に定めてください ・応募書類№4～10 の書類は、共同事業体を構成する全ての法人分を提出してください

Ⅳ　事業承継先候補者の評価・選定

1　評価の概要

【評価の方法】

・評価委員会を設置し、応募書類の評価やプレゼンテーションを実施いたします

・評価委員会は、法人の経営等に関し専門的な知見を有する方や町職員により構成し、会議は非公開といたします

・開催日時等、詳細については、公募期間終了後に別途ご連絡いたします

【結果通知】

・応募書類、プレゼンテーションによる評価を経て、町長が合格者と交渉優先順位を決定します

・結果については、ご応募いただいた全ての法人等に文書で通知します

【特記事項】

・現従業員の継続雇用に関する応募事業者の考え方を重視します

・評価の結果、基準を満たす応募者がいない場合は、事業承継先候補事業者を決定しない場合があります

・プレゼンテーションは次ページの評価項目に沿って行ってください

【事業承継先候補事業者の決定】

・交渉優先順位第 1 位の法人等と事業承継に関する細部調整を行います。この調整が整った時点で、町長が事業承継先候補事業者として決定します

・交渉優先順位第 1 位の法人等との調整が不調に終わった場合は、交渉優先順位に基づき調整を行います

・なお、正式な事業承継先事業者の決定は、藤里町議会における議決を得る必要があり、議決を得られない場合は、この要項による事業承継の条件が無効となり、事業承継自体ができないこととなります

【失格】

・次の事項に該当する場合は、失格として評価の対象外とします

●提出書類に虚偽の記載がある場合 ●この公募要項に違反した場合 ●審査に影響を与えるような不正行為が行われた場合

2　評価の基準

・評価の項目、ポイントは次のとおりとなります
・項目ごとに配点を付しながら、総合的に評価いたします。

大項目	小項目	主なポイント	配点
基本方針	施設運営上の基本方針	・事業コンセプトの明確性、地域活性化期待度、町の取り組み目的への理解度…等	30
事業提案内容	新規性・独創性	・新規独創度合、実現期待度…等	100
	顧客・マーケット	・ターゲットの明確性、サービスとの整合性…　等	
	地域貢献	・地域貢献の視点、地域活性化への寄与度…等	
	地域連携	・地域との連携、協働への期待度…等	
	課題対応方針	・課題認識、解決への具体策…等	
業務体制	事業運営体制	・人員体制や管理体制、ノウハウ把握度…等	50
	雇用方針	・労働法規遵守体制、地元雇用への配慮…等	
	許認可	・許認可取得見込みの確実性…等	
	施設維持管理	・衛生管理や安全性等に関する具体策…等	
	個人情報管理	・顧客情報等の取り扱いに関する具体策…等	
財務基盤	経営状況	・財務基盤の安全性、資金力、事業実績…等	120
	計画実現性	・収支計画の具体性、適切性、資金調達計画の具体性、実現性…等	
評価点計			300

公募申請に関する書類様式

（様式１）

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

申請者(共同事業体の場合は代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募申請書

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募について、次のとおり事業承継を受けたいので関係書類を添えて申請します。

１.申請事業名　白神山地まいたけ生産販売事業

２.添付書類
提出書類一覧(様式８のとおり）

【担当者連絡先】

担当部署	
職・氏名	
電話	
ＦＡＸ	
Ｅメール	

（様式２）

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

(共同事業体代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名

共同事業体構成員申請書

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募について、次の法人を共同事業体の構成員とします。

◇共同事業体構成員

1	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	
2	法人名	
	代表者職氏名	
	所在地	
	電話	
	ＦＡＸ	
	Ｅメール	

※構成法人の記載欄が足りない場合は、適宜、追加してください

（様式３）

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

(共同事業体代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞
(※共同事業体の場合は連名で記載してください)

私は、白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募への申請にあたり、藤里町から示された「白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募要項（以下「要項」という)」を十分に理解のうえ、次の事項について誓約します。

【誓約事項】

１．要項に記載された内容の全てに対し同意していること

２．公募に参加できる資格を有していること

３．提出書類の全ての記載事項は事実に相違ないこと

（様式４）

法人等の概要説明書

1　名称・商号	
2　住所(所在地)	
3　代表者職氏名	
4　設立年月日	
5　資本金等	円(総発行株式数　　　　　株)
6　役員数	人
7　従業員数	（正社員）　　　人（非正規社員）　　　人（合計）　　　人
8　主要株主	「株主名」「持株数」「株主住所」
9　法人等の沿革	
10 法人等の事業概要	
11 その他特記事項	

※共同事業体において提案する場合は、この資料を個別に作成し、代表社は「1　名称・商号」欄の末尾に“代表社”と記載してください

※枠内に書き切れない場合は、枠を広げていただくか、別紙(任意様式)に記載してください

※パンフレット等参考資料がある場合は添付してください

（様式５）

法人等の役員名簿

法人等の名称：

役職名	氏 名	生年月日	住 所	備 考

※役員の方、全員を記載してください

※備考欄には他法人等の役員(または代表者)を兼ねている場合において、法人等の名称と役職名を記載してください

※応募資格の調査のため、関係機関等へ照会することがあります

（様式６）

事 業 計 画 書

法人等の名称　：

申請施設の名称：

◇基本方針に関すること

１．公募に応募した動機や経緯等についてご記載ください
２．法人等の経営理念と施設経営方針についてご記載ください

◇事業の提案内容に関すること

３．事業内容やサービスの独自性、革新性についてご記載ください
(独自の取り組みや新規性、強み、特徴等がある場合にご記載ください)
４．想定する顧客、マーケットについてご記載ください
(顧客やマーケットに対する考え方や施設の利用促進を図るための具体策、誘客の方針等についてご記載ください)
５．地域活性化、地域貢献に向けた考え方と具体策についてご記載ください
(経営を通じた地域貢献の考え方や具体策等をご記載ください)
６．地域住民や地域産業との連携、協働に関する方針についてご記載ください
(地域住民や地域産業との関わりへの考え方、その具体策等をご記載ください)
７．経営上の課題認識とその解決に向けた対策方針についてご記載ください
(現状における課題と、その対応策等を記載してください)

８．町の実地調査への対応方針についてご記載ください
(事業引き渡し後の経営状況や施設の使用状況に関し確認に伺いますが、その対応方針をご記載ください)

◇業務体制に関すること

９．事業運営体制や組織機構についてご記載ください
(人員体制や組織機構をご記載ください。改めて組織図を作成した場合は、その図面を添付してください)
10. 雇用方針や労働条件等についてご記載ください
(正規雇用、非正規雇用の数、既存従業員を含めた採用方針のほか、待遇=平均賃金、労働時間、福利厚生等=についてもご記載ください)
11. 取得済み、または取得見込みの許認可についてご記載ください
(事業活動に必要な許認可の取得状況=見込み含む=をご記載ください)
12. 施設の維持管理、安全衛生管理の方法についてご記載ください
(施設管理や安全衛生に対する考え方と、その具体策をご記載ください。緊急対応マニュアル等があれば添付してください)
13. 個人情報の取り扱い方針についてご記載ください
(顧客情報の取り扱いに対する考え方と、その具体策をご記載ください)

◇その他

14. 特別に記載すべき事項についてご記載ください
(まいたけ事業の運営に当たり、新たに法人を設立する意向がある場合は、当該欄にその旨、ご記載ください)

※記載欄は記載内容に基づき、自由に広げてください。書き切れない場合等については、別紙(任意様式)に記載してください

（様式７）

■投資計画書・資金調達計画書

法人名	
申請事業名	白神山地まいたけ生産販売事業

①投資・資金調達に関する基本的考え方

②投資及び資金調達計画（単位：千円）

投資予定項目	投資見込額			資金調達方法
	１年目	２年目	３年目	

（様式８）

提 出 書 類 一 覧

法人等の名称　：

申請施設の名称：

提出書類			様式・内容等	チェック欄
１４		提出書類一覧	様式８	□
応募資格関係	1	白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募申請書	様式１	□
	2	共同事業体構成員申請書	様式２	□
	3	誓約書	様式３	□
	4	法人等の概要説明書	様式４	□
	5	法人等の定款(コピー)	原本証明をすること	□
	6	法人等の役員名簿	様式５	□
	7	法人等の登記事項証明書	申請日以前 1 か月以内に証明された書類	□
	8	法人等の印鑑証明書	申請日以前 1 か月以内に証明された書類	□
	9	法人等に関する事業報告書、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、キャッシュフロー計算書、勘定科目内訳明細書、その他財務状況を明らかにすることができる書類	申請日の属する事業年度の前 3 事業年度分	□
	10	都道府県民税、法人税、市町村税、消費税、地方消費税に関する納税証明書	申請日以前1か月以内に証明された書類	□
事業計画関係	11	事業計画書	様式６	□
	12	収支計画書	様式任意	□
	13	投資計画書・資金調達計画書	様式７	□

※提出書類は、この順番にファイリングのうえ、ページ番号とインデックスを付して提出してください

公募要項説明会申込書

オンライン施設説明会申込書

施設見学申込書

質問書

公募要項説明会申込書

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

申請者(共同事業体の場合は代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する公募要項説明会について、次のとおり申し込みます。

申し込み担当者	職・氏名		
	連絡先	電話	
		ＦＡＸ	
		Ｅメール	
参加者名	職・氏名		
	職・氏名		
	職・氏名		
参加形態		現地参加　・　リモート参加	

オンライン施設説明会申込書

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

申請者(共同事業体の場合は代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関するオンライン施設説明会について、次のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="4">申し込み担当者</td><td colspan="2">職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">参加者名</td><td colspan="2">職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">職・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">職・氏名</td><td></td></tr>
</table>

施 設 見 学 申 込 書

令和　　年　　月　　日

藤里町長　佐々木　文 明　様

申請者(共同事業体の場合は代表社)
住所(所在地)
名 称 ・ 商 号
代表者職氏名

白神山地まいたけ生産販売事業の事業承継に関する施設の見学について、次のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="4">申し込み担当者</td><td>職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>電話</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">参加者名</td><td>職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職・氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

質　問　書

令和　　年　　月　　日

◇提出者

法人名	
担当者職氏名	
住　所	
電話番号	
FAX 番号	
E メール	

◇質問内容

※公募への応募状況、審査状況等については回答できません